

令和7（2025）年度栃木県文化振興基金助成事業 募集要項 （とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業）

1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、文化振興基本計画（第2期）に基づく「とちぎの文化の新たな魅力創造・発信事業」を推進するため、文化観光（※）をはじめとする文化芸術と他分野との連携推進や先進事例の横展開に取り組む活動を募集します。

（※）有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。（「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」 第2条第1項）

2 助成対象事業

文化芸術と他の関連分野（観光、まちづくり、産業等）が連携し、地域の文化資源の磨き上げやとちぎゆかりのアーティストの活躍の場を広げること等により、とちぎの新たな魅力を創造・発信し、地域活性化に繋げていく事業が対象となります。

【例】〔文化財 × 観光 × 食文化 × 音楽〕

- ・文化財を活用した会場での、地元産の食材、地元の音楽家を手配したイベントの開催
〔文化財 × 伝統芸能 × 観光〕
- ・歴史的建造物を会場に伝統芸能の発表会を開催するほか、近隣の文化財や史跡などを巡る周遊ツアーの開催
〔アート × 農林業〕
- ・森林や竹林での音楽祭やインスタレーション展示
〔アート × 観光〕
- ・町全体を使ったアートイベントによる観光誘客・周遊促進事業
〔アート × 産業 × 観光〕
- ・採掘場等を活用した音楽イベントや芸術作品の展示

3 助成対象事業の実施期間

交付決定日（令和7（2025）年4月30日を予定）から令和8（2026）年3月31日まで

※ 令和8（2026）年3月31日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

4 実施場所 栃木県内

※栃木県内が主であれば、県外地域（海外を含む。）との連携実施も可能です。

5 助成対象者

助成対象者は、次の(1)及び(2)の条件を満たす団体とします。

- (1) 県内に活動拠点があること。
- (2) 代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で事業を完遂できる見込みがあること。

※市町等地方公共団体は除きます（実行委員会に構成員として参加する場合は可）

※市町等から運営費等に充てる恒常的な補助金等を受けている団体は、助成対象外となる場合があります。詳しくは、文化振興課にお問い合わせください。

6 助成対象外の事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

- (1) 専ら営利を目的とする事業

- (2) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業
- (3) 団体の内部活動である事業
(教授所・教室や単独の流派が行う発表会・コンクール等)
- (4) チャリティを目的とする事業
- (5) 出版、収集又は資料作成のみを目的とする事業
- (6) 広く一般に周知されず、参加者、入場者等が制限される事業
- (7) 委託料や報償費（謝金）の割合が過度な事業
- (8) 令和7年度栃木県文化振興基金助成事業（文化活動等助成事業）に申請をしている事業

7 助成金の額

助成金の限度額は50万円です。かつ、次に掲げる助成対象経費（事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。）の**2分の1以内**とします。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、団体からの要望額すべてを満たすとは限りません。

【助成対象経費】

- (1) 報償費（謝金）
- (2) 賃金
- (3) 旅費（交通費、宿泊費）
- (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費）
- (5) 役務費（通信運搬費、手数料）
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 委託料
- (8) その他必要と認められるもの

※ (8)の経費は、附表2-4（収支予算書）の積算内訳欄に詳しい内容を記載してください。

※ 事業の実施に要する経費でも、助成対象外経費に当たる経費については助成対象とすることができませんので、ご注意ください。

【主な助成の対象外経費】

- ・ 交付決定日前に支出した経費
- ・ 令和8（2026）年4月1日以降に支出した経費
- ・ 申請団体以外の者が支出した経費
- ・ 領収書等の証拠書類により支出及び支出の内訳を確認できない経費
- ・ 事業の変更・延期・中止に伴うキャンセル料、違約金等
- ・ 練習・打合せのための報償費、旅費、会場使用料等（ただし、各公演につき1回のリハーサルにかかる経費は対象経費とする。）
- ・ 他の機関（国、県、市町、その他団体等）から助成等を受けている経費
- ・ 寄附を行った経費

※ 区分ごとの助成対象経費／助成対象外経費の例については、以下の表を御参照ください。

※ 主な例のため、助成対象になるかどうか不明な経費については必ず事前に御相談ください。

区分	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
報償費 （謝金）	・ <u>外部</u> の出演者、講師等への謝金	・ 団体及び実行委員会等の会員やそれに類する者、構成団体構成員等への

		謝金
賃金	・臨時に雇用したアルバイト等への賃金	・団体及び実行委員会等の会員やそれに類する者、構成団体構成員等への賃金
旅費 (交通費、宿泊費)	・公共交通機関（電車・バス等）の運賃、ガソリン代、有料道路使用料 ※宿泊費は原則として外部の出演者・講師等に限る	・航空・列車運賃の特別料金（グリーン車料金等）
需用費 (消耗品費、印刷製本費)	・事業の実施に必要となる看板製作や感染防止対策等に要する経費 ・ちらし、ポスター、プログラム、資料等の印刷物の作成に要する経費	・出演者・参加者・講師等への賞品・記念品、花束、手土産 ・食糧費 ・備品購入費（金額にかかわらず、事業終了後に恒常的に団体に残る物品（記録機器・楽器等）） ・礼状作成経費
役務費（通信運搬費、手数料等）	・ちらしの発送、機材の運搬に要する経費 ・ピアノ調律料	・電話料金 ・振込手数料、代引き手数料、商品代とは別にかかる配送料 ・チケット販売手数料（支出に計上せず、入場料収入から差し引くこと） ・礼状発送経費
使用料及び賃借料	・会場使用料、設備等使用料（開催に伴う駐車場代も含む） ・著作権使用料 ・楽器等賃借料	(内容に応じて判断)
委託料	・業務の一部を委託する場合に要する経費（舞台製作・照明・音響等委託料、広告掲載料等）	・団体及び実行委員会等の構成団体構成員への委託料
その他必要と認められるもの	(内容に応じて判断)	・レセプションや懇親会等に要する費用

8 評価要素

【総合的評価】次の要素を考慮し、総合的に評価します。

(1) 具体性、実現可能性

事業の目的、内容が明確、具体的で実現可能性があること。

(2) 予算積算、事業運営の適正性

予算の積算が適正であること。事業運営及び経理が適正に行える組織体制であること。

(3) 貢献度

地域への誘客や文化資源等の価値の再認識など、当該地域及び文化活動の活性化につながる事業であること。

(4) 独創性

文化の枠を超えた他分野との連携を図るとともに、文化力を活かした創造性・独創性・先進性に富んだ事業であること。

(5) 発信力

広報媒体やSNS等を活用することにより、その魅力を県内外に効果的に発信できる事業であること。

(6) 多様性・国際性

障害者や高齢者、外国人等あらゆる人々の参加・交流に配慮した事業であること。

(7) 継続性・発展性

次年度以降の継続的な事業実施や参加者等の継続的な文化活動が見込める事業であること。

【付加的評価】 次の項目に関しても併せて評価します。

(1) 全県的な大会催しを行うなど、広域的に行う事業であること。

(2) 前年度までの累計採択回数

※ 回数に応じて**マイナス評価**を行います。(回数が多いほど、大きなマイナス評価となります。)

※ 過去に本助成事業を活用した者よりも、まだ助成を受けたことのない者に優先的に活用してもらうための措置です。

9 提出方法

(1) 応募締切

令和7(2025)年3月21日(金)17:00 <必着>

申請を検討されている方は、**事前に必ず御相談ください**。(申請要件に適合していることの事前確認を行い、事業計画等の磨き上げについても可能な範囲で御協力します。)

※ 申請に係る相談等は随時受け付けます。

(2) 申請方法

メールにより、下記(3)の申請書類をデータにて御提出ください。

※メールの送付後、電話連絡をお願いします。

データによる提出が困難な場合は、下記**12 問合せ先**まで御連絡ください。

(3) 申請書類

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料

① 様式1 ② 附表1-4(事業計画書) ③ 附表2-4(収支予算書)

(4) 申請書の提出先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化企画担当

E-mail: bunkakikaku@pref.tochigi.lg.jp

(5) 留意事項

① 特定の出演者等が、特定の演目・内容について、同一の場所で数回にわたって公演等する場合や、各地を巡回して公演等する場合は、1つの事業とします。

② 事業が実施期間内に完遂できなかった場合には、助成を取り消す場合があります。

③ 採択後に事業計画の変更が生じた場合、変更内容によっては助成を取り消す場合があります。大幅な変更が生じないよう、実現可能な事業計画を作成し、見通しを立てて申請してください。

10 選定方法及び選定結果

審査委員会による審査を経て、採択(内定)又は不採択を決定します。

なお、全ての応募団体に結果を文書で通知するとともに、助成が決定した団体及び事業内容を県ホームページで公表します。

1 1 その他

- ・採択された場合、作成する印刷物（ポスター、チラシ等）には**必ず「栃木県文化振興基金助成事業」と明記し、基金ロゴマークを掲載**してください。
- ・事業の実施に当たっては、**換気や手洗い、場面に応じたマスクの着用など基本的な感染防止対策**をお願いします。
- ・この募集要項に記載のない事項については、**「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び「栃木県文化振興基金助成金交付要領」**に従って取扱います。

1 2 問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化企画担当
E-mail: bunkakikaku@pref. tochigi. lg. jp
TEL: 028-623-2152 FAX: 028-623-3426

※令和 7 (2025) 年度当初予算の成立前ですが、事前審査準備等のために予算成立を見込んで事業の募集案内をするものです。令和 7 (2025) 年度当初予算不成立の場合、実施に当たっては別途お知らせいたします。